

平成22年度 政策評価書（中間段階の事業評価）

担当部局：防衛政策局防衛計画課
実施時期：平成22年6月～7月

- 1 事業名： 軽装甲機動車
- 2 政策体系： 防衛装備品整備
- 3 事業の概要： 本事業は、ゲリラや特殊部隊による攻撃など新たな脅威や多様な事態に実効的に対応するとともに、国際平和協力活動に適切に取り組むため、陸上自衛隊の普通科部隊等に107両、航空自衛隊においては、基地警備用として9両の軽装甲機動車を整備するものである。
- 4 所要経費：陸上自衛隊：約32億円（平成23年度概算要求額。後年度負担。）
航空自衛隊：約3億円（平成23年度概算要求額。後年度負担。）
- 5 政策評価の結果

(1) 必要性

新たな脅威や多様な事態は、予測困難で突発的に発生する可能性があるため、事態の特性に応じた即応性や機動性を備えた部隊を編成・配置することにより、これらに実効的に対応することが求められているところ。

ゲリラや特殊部隊による攻撃などに対しては、部隊の即応性を高め、機動性の向上を図り、迅速に部隊を集中して対処するなど、状況に応じて柔軟に対処することにより、実効的に対応できる能力を備えた体制を保持することが必要である。また、島嶼部に対する侵略に対しては、部隊を機動的に海上・航空輸送し、展開させることにより、実効的に対処できる能力を備えた体制が必要である。

一方、装甲戦闘車及び装輪装甲車は、重量が大きく空中機動性に制約がある。

こうしたことから、軽装甲機動車を整備することが必要であり、引き続き軽装甲機動車の配備を進めることにより、一層の機動力及び防護力を向上させる必要がある。

我が国の平和と独立を守り、国の安全を確保することは防衛省の任務であり、本事業はそのために必要な装備品を整備するものであることから、防衛省において引き続き実施することが適切である。

(2) 効率性

開発段階において、車両の構成部品をユニット化したことによる部品点数及び工数の削減並びに民生品の活用により、1両当たり約6,300（千円）の調達価格の低減を実現することができた。

また、毎年度約100両から200両弱の軽装甲機動車を調達していることにより、一定の量産効果による価格上昇の抑制が見られる。

なお、当該装備品は、かかる価格の低減も寄与し、陸上自衛隊及び航空自衛隊に対する整備は順調に推移している。

(3) 有効性

軽装甲機動車は、平成13年度から調達を開始し、陸上自衛隊においては昨年度末現在で約1,250両を保有しており、全国の師団や旅団の普通科部隊、中央即応集団等に配備されている。

普通科部隊では、従来、隊員の主要な機動力が31/2t大型トラックや高機動車等の非装甲車両であったことから、敵の近接火力の火力打撃等において装甲防護力が脆弱である等、敵の脅威下における戦闘には適さなかった。しかしながら、軽装甲機動車の整備が進むことにより、ゲリラや特殊部隊等に対応するために必要な機動力と防護力の強化を実現することができた。

また、遠隔地や島嶼部に展開する場合、従来の装甲車両は、空輸性に制約があり、装甲防護力を有した部隊を、事態に即応して迅速に集中・展開させることが困難であったが、軽装甲機動車の整備が進むことにより、遠隔地や島嶼部への展開能力を向上することができた。

他方、イラク人道復興等支援活動やハイチ国際平和協力業務にも軽装甲機動車は使用されており、我が国とは大きく異なる過酷な環境下においても、その性能を十分に発揮しており、これらの任務の遂行に寄与している。

なお、航空自衛隊においても、ゲリラや特殊部隊等による攻撃に対しての基地警備能力を強化するため、平成15年度から軽装甲機動車の調達を開始し、昨年度末現在で約60両を保有しており、全国の基地等への配備が進められている。

航空自衛隊においては、従来、基地警備用の装甲車両を保有していなかったことから、軽装甲機動車の整備を進めることにより、部隊の即応性と機動性を向上させることとなり、基地警備能力を強化することができた。

6 事業実施の効果等

(1) 事業実施の効果

ア 得ようとした効果

敵の脅威下にある戦場等において、事態に即応し、迅速に部隊を集中・展開させるための機動力を有すること。

敵の近接火力による火力打撃及び被害を回避・軽減する装甲防護力を有すること。

遠隔地や島嶼部へ展開するに当たり、現有の輸送機や輸送ヘリコプターによる空輸が可能であること。

輸送機の着陸が不可能又は困難な場合には、輸送機からの空中投下が可能であること。

全国に配置されている普通科部隊に対して所要の数量を配備する必要があることから、普通科部隊への量的整備が可能な低コスト性を有すること。

これらの要求を満たすことにより、新たな脅威や多様な事態への実効的な対応や、国際的な安全保障環境の改善のための主体的・積極的な取組について、その役割を果たすことを可能とすること。

イ 達成された効果

装甲車両でありながら非装甲車両と同等の走行性能を有するとともに、小銃弾等が貫通しても一定の距離の走行を可能とするランフラットタイヤを採用し、路外機動力にも優れていることから、事態に即応し、迅速に部隊を集中・展開させるための機動力が達成された。

敵の近接火力の火力打撃を防護できる装甲防護力の強化が達成された。

航空自衛隊のC-1輸送機及びC-130H輸送機並びに陸上自衛隊のCH-47J/JA輸送ヘリコプターによる空輸が可能。

重量物用の投下器材を利用することにより、輸送機からの空中投下が可能。

開発段階において、車両の構成品のユニット化により部品点数や工数を削減し、民生品を可能な限り採用したことなどにより、調達価格の低減を実現することができた。

特に、イラク人道復興等支援活動やハイチ国際平和協力業務といった国際平和協力活動にも実際に使用されており、これらの任務の遂行に寄与している。

また、航空自衛隊においても平成15年度から軽装甲機動車の整備を進めていることにより、基地警備能力を強化することができた。

(2) 課題等への対応

ア 課題、問題点等

これまでの国際平和協力活動の経験や成果を踏まえ、国際平和協力活動において使用する軽装甲機動車については、隊員の安全性の向上及び長距離運行のための所要の改修を必要とした。

イ 要因分析

国際平和協力活動の現場において新たなニーズが発生したため。

ウ 改善事項

国際平和協力活動において使用する軽装甲機動車については、車外を警戒する隊員を仕掛け罠線や不意の射撃等から防護するためのワイヤカッターや防盾等を追加装備して隊員の安全性を向上するとともに、燃料携行缶や予備タイヤを装着して長距離運行が可能な仕様としている。

(3) 実施の時期

平成23年度に、陸上自衛隊では107両を、航空自衛隊では9両を調達し、平成24年度に取得する予定である。

7 総合的評価

平成13年度から調達を開始した軽装甲機動車は、高い機動力及び敵の近接火力による火力打撃の防護に適した装甲防護力を実現し、遠隔地や島嶼部への機動展開においては輸送機や輸送ヘリコプターによる空輸を可能とするとともに航空機からの空中投下が可能であることから、防護力を強化した部隊を、事態に即応して迅速に集中・展開させることを可能とした。

また、構成品のユニット化により部品点数や工数を削減し、民生品を可能な限り採用することにより調達価格の低減を実現し、全国の部隊に対して着実に配備を進めることで普通科部隊等において高い戦闘効率を実現することができ、限られた資源でより多くの成果を達成する態勢を構築することができた。

さらに、イラク人道復興等支援活動やハイチ国際平和協力業務といった国際平和協力活動にも実際に使用されており、我が国とは大きく異なる過酷な環境下においても、その性能を十分に発揮することで、軽装甲機動車の有する高い能力を示している。

なお、航空自衛隊においても平成15年度から調達を開始し、基地警備能力の強化を実現しているところである。

このことから、軽装甲機動車は、新たな脅威や多様な事態への実効的な対応、大規模な着上陸侵攻などへの備え及び国際的な安全保障環境の改善のための主体的・積極的な取組について、その役割を適切に果たすために有効な装備品であり、引き続き整備する必要があると評価するものである。

8 政策等への反映の方向性

今回の政策評価の結果を踏まえ、陸上自衛隊の整備数量107両に係る概算要求額約32億円、航空自衛隊の整備数量9両に係る概算要求額約3億円について、平成23年度概算要求を実施する。

9 その他の参考情報

参考資料：軽装甲機動車の概要